

# 意見書

令和7年6月9日開催の当委員会における意見は、下記のとおりである。

## 記

1. 令和6年度においては、引き続き全国的に喫緊の課題である防災・減災対策の推進やインフラの更新、公共施設等の適正管理、辺地・過疎対策に積極的に対応した貸付けの実施などに対して、地方公共団体に長期・低利な資金を安定的に供給することを通じて地方公共団体の政策ニーズに柔軟に応えることができたものと認められる。

また、金融市場環境の不透明な状況が続く中、市場の動向に応じて、国内定例債の着実な発行に加え、国外債の発行やF L I P債、長期借入の効果的な活用に取り組むほか、新たに国内グリーンボンドを発行して幅広い投資家を取り込むなど、多様な手法を活用した機動的かつ安定的な資金調達ができたと評価する。

地方支援業務については、地方公共団体の政策ニーズを踏まえながら、総務省との共同事業である地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業において新たに「地方公共団体のGX」を支援対象としたほか、国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）等と連携した地方財政に関する調査研究、出前講座や実務支援等におけるWeb会議システムの活用、eラーニングの新規コンテンツの作成や利便性の向上など、調査研究、人材育成・実務支援及び情報発信において充実した取組を実施したものと評価する。

2. 議案第1号「令和6年度決算」については、1. で述べた点に加え、日銀のマイナス金利解除後、2回の追加利上げを経て「金利のある世界」が到来し、また、各国の政治情勢の不安定化や地政学リスクの顕在化など不確実性の高い環境のもと、金利や為替の動向など先行き不透明な状況が続く中においても、一定の当期純利益を確保しており、評価ができるものである。

議案第2号「令和7年度予算の変更」については、異論はない。

議案第3号「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項の変更」については、金利の変動幅が大きい状況下においても、地方公共団体に対し長期・低利の資金を安定的に融通するという機構の使命を果たすためには必要であると考えられ、異論はない。

3. 今後の業務運営にあたっては、以下の点について留意していただきたい。
  - (1) 国内外において金利や為替の動向が大きく変化している環境下においても、柔軟かつ適切に対応し業務を着実に遂行できるよう万全を期すとともに、地方公共団体に対し長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、地方公共団体が抱える諸課題や政策ニーズに応えられるよう各事業を実施すること。

貸付けについては、整備・更新が喫緊の課題となっている上・下水道や公立病院をはじめとした社会インフラ対策、防災・減災対策、公共施設等の適正管理や辺地・過疎対策事業など地方公共団体にとって優先度が高く住民の生活に直結する事業を積極的に

支援すること。

資金調達については、市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の資本市場からの信託を確固たるものとし、安定的な資金調達を機動的に行うよう努めること。また、多様な年限やE S G投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、有利な資金調達を実現するよう努めること。

地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く環境の変化や新たな政策ニーズの的確な把握・分析を基礎に、丁寧できめ細かい支援の実現に向け、支援分野を拡大した地方公共団体に対する経営・財務マネジメント強化事業や、関係機関と連携した人材育成・情報発信に取り組み、より多くの団体、特に現在活用されていない団体においても、一層の活用が進むよう積極的な周知・広報を行うこと。また、引き続き、大学等の専門機関等と連携して実施する調査研究の深化を図るとともに、その成果を広く発信すること。

- (2) 金利や為替など先行きの不透明な状況においても、資材価格等の高騰による建設事業費の上昇や上・下水道の更新の本格化等を踏まえた地方公共団体のニーズに応えた資金を融通できるようにするため、令和8年度地方債計画における機構資金の所要額の計上に努めること。

また、地方交付税の総額確保のため、令和7年度に2,000億円を国に帰属させることとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

令和7年6月9日

地方公共団体金融機構経営審議委員会  
委員長 前田 栄治

地方公共団体金融機構  
理事長 内藤 尚志 殿